

垂井町優良技能者表彰規則（抜粋）

（表彰）

第2条 表彰は、町長が次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- （1）卓越した技能をもって町内産業の発展に寄与した者
- （2）技能を通じて後進の指導育成に努力し、技能水準の向上に著しい功績を収めた者
- （3）技能を通じて福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- （4）前3号に定めるもののほか、特に表彰することが適当であると町長が認めた者

2 前項の表彰は、一人1回限りとする。

（被表彰者の推薦）

第5条 推薦は、第2条第4号の場合を除き、技能団体の長が行う。

- 2 技能団体の長が前項の推薦をしようとする場合は、推薦書（[別記様式第1号](#)）に推薦調書（[別記様式第2号](#)）を添えて町長に提出するものとする。

（欠格事項）

第6条 次の各号のいずれかに該当する者については、第2条の規定にかかわらず、表彰しないものとする。

- （1）破産の宣告又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- （2）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- （3）前2号に掲げる者のほか、表彰することが適当でないと町長が認めた者